

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター

指定管理者募集要項
(公募)

令和6年10月

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課

目 次

○ 静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター指定管理者募集要項	
1 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 指定管理業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 募集条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 欠格次項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6 申請に関する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7 審査及び選定に関する事項・・・・・・・・・・...	4
8 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
別紙1「質問書」・・・・・・・・・・・・・・・・	6
別紙2「静岡市高齢者生活福祉センター指定管理者審査表」.....	7
○ 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○ 業務仕様書	

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター 指定管理者募集要項

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び静岡市高齢者生活福祉センター条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 139 号）第 14 条の規定により、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

静岡市高齢者生活福祉センターは、静岡市高齢者生活福祉センター条例に基づき、山村地域の高齢者に居宅サービス機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することで、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

名称	静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター
所在地	葵区入島 246 番地
規模	鉄骨造 2 階建て 延床面積 805.93 m ²
内容（用途）	< 1 階 > デイサービス室、地域交流室、相談室、静養室、調理室、浴室、 脱衣室、洗濯室、事務室、介助員控室 < 2 階 > 生活支援型居室 4 室、生活援助員室、食堂、談話室
建築時期	平成 16 年 10 月 29 日

2 指定管理業務の内容（詳細は別紙「業務仕様書」のとおり）

- （１）老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業のうち、同法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者を対象とする事業に関すること。
- （２）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護及び同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所介護に係る事業（以下「通所介護等事業」という。）に関すること。
- （３）日常生活を営むことに不安がある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する事業（「介護予防・生活支援型生きがい活動支援通所事業」という。）に関すること。
- （４）居宅において生活することに不安がある高齢者を一定期間入所させ、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する情報の提供、相談及び指導を行うこと。
- （５）高齢者と地域住民との交流を図るための事業（「交流事業」という。）の実施及び場の提供に関すること。
- （６）センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所等活動の拠点を有する団体で、事故や災害の発生時に迅速かつ的確な対応を行うための体制が整備されていること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者及び役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体。
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体。
- (3) 直近の 1 年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体。
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体。
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 7 条第 1 項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するもの（団体、代表者等）。

6 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は、原本 1 部、副本 6 部です。

ア 梅ヶ島高齢者生活福祉センター指定管理者指定申請書（様式第 16 号）

イ 梅ヶ島高齢者生活福祉センター事業計画書（様式第 17 号）

ウ 梅ヶ島高齢者生活福祉センター収支予算書（様式第 18 号）

エ その他添付書類

（ア）定款又はこれに準ずるものの謄本

（イ）役員名簿

（ウ）貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類（直近 3 ヶ年分）

（エ）市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近 1 年分の納税証明書

（オ）梅ヶ島高齢者生活福祉センターの管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通

し状況及び管理組織図等

(カ) 施設の管理に関する業務実績を記載した書類

(2) 申請方法 直接持参又は郵送

(3) 提出場所 静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課
(静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎14階内)

(4) 募集期間

令和6年10月28日(月)から令和6年11月28日(木)まで(必着)

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日及び祝日は除く。

(5) 募集に関する質問

ア 受付期間 令和6年10月25日(金)から令和6年11月15日(金)まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土・日及び祝日は除く

イ 提出方法 別紙「質問票」に記入の上、FAX又はメールにより
受付期間内に高齢者福祉課へ提出してください。

ウ 回答日 令和6年11月22日(金)(予定)

エ 回答方法 質問者に、FAX又はメールで回答します。

(6) その他留意事項等

ア 不正があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

(ア) 複数の事業計画書を提出した場合

(イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合

(ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

(エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合

(オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合、その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(オ) 申請にあたっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に募集資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

(1) 審査方法

ア 書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。

日程については後日連絡いたします（令和6年12月上旬予定）。

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、別紙2「静岡市高齢者生活福祉センター指定管理者審査表」のとおりとします。

※「類似施設」とは、介護保険法第8条第7項における「通所介護」及び介護保険法第8条第19項における「小規模多機能型居宅介護」を指します。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者等の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和7年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の選定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページ

で公表します。

8 協定の締結

指定管理者の指定後（令和7年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり静岡市と協定を締結します。

また、この施設は、熱中症（特別）警戒アラート発表時、外出時における暑熱被害を抑制するための一時避難所としてクーリングシェルターに指定する予定です。

クーリングシェルターの指定にあたっては、別添ひな形を参考に、静岡市（GX推進課）と指定管理者との間において、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」を締結する必要があります。当該協定の締結にあたっては、別添ひな形を基本としますが、静岡市（GX推進課）と指定管理者との協議により、必要に応じて内容を変更することができます。

運用体制等については、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」及び「静岡市熱中症対策マニュアル」に基づき行うこととします。

9 その他

（1）情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が終了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

（2）指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

（3）問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区迫手町5番1号

静岡市役所 保健福祉長寿局健康福祉部 高齢者福祉課（静岡市役所静岡庁舎新館14階）

電 話 054-221-1201 FAX 054-221-1090

E-mail koureifukushi@city.shizuoka.lg.jp

(別紙1)

質 問 書

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター指定管理者募集要項等について、次のとおり質問書を提出します。

法 人 等 の 名 称		
担 当 者	部 署 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	
質問内容	(記載書類名： ページ：)	

(別紙2)
様式第18号

指定管理申請者審査表

基本項目	審査項目	比重
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。(5点)	×1
	施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。(5点)	×1
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。(5点)	×1
	住民の利用について公平性が確保されているか。(5点)	×1
	事業計画が地域福祉向上を図るものであるか。(5点)	×1
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。(5点)	×1
	市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。(5点)	×2
	経費削減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。(5点)	×1
	収支計画は妥当か。(5点)	×1
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。(5点)	×2
	定款等において定められた団体の業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。(5点)	×1
	必要な人員が確保されているか(人員数、資格等)。(5点)	×1
	事故、災害など緊急時における対策は適切か。(5点)	×1
	個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。(5点)	×1
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	前年度における財務諸表等の状況(5点)	×1
	過去3年間ににおける利益又は損失の状況(5点)	×1
その他	職員の指導育成、研修計画が整備されているか。(5点)	×1
	地域におけるニーズや特性に応える策が示されているか。(5点)	×1

静岡市高齢者生活福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
申請者
氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電話

静岡市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、静岡市高齢者生活福祉センター条例第15条及び静岡市高齢者生活福祉センター条例施行規則第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 17 号(第 9 条関係)

静岡市高齢者生活福祉センター事業計画書

事業計画の理念・方針(管理の考え方)
地域交流の考え方
実施体制
生活援助員に関する考え方
職員採用・研修計画等

様式第 18 号(第 9 条関係)

静岡市高齢者生活福祉センター事業計画に関する収支予算書

収 入			千円
	科 目	内 容・数量	金 額

支 出			千円
	科 目	内 容・数量	金 額